

豊後高田市中小企業振興基本条例 解説

前文

豊後高田市は、地域内事業所のほとんどを中小企業が占めるまちであり、中小企業が地域経済の基盤として雇用の場の大部分を支えるとともにまちづくりの担い手として、地域社会の発展においても大きく貢献しており、市民の生活において大変重要な役割を果たしている。

しかしながら、中小企業を取り巻く環境は労働力人口の減少、市場原理優先の経済の現状など非常に厳しい状況が続いており、活力の低下が懸念される。

中小企業の振興は、地域雇用の創出、働く者の所得の増加、消費の活発化、市の税収の増加につながり、地域経済の活性化と市民サービスの向上という好循環を生み出すものである。

このことから豊後高田市が将来にわたり生き生きとした持続可能なまちづくりを進めていくためには、中小企業者の自助努力はもちろん、市民、事業者、関係団体そして市が中小企業の役割と重要性を理解し、各々が果たすべき役割を担い、協働して地域経済の循環に努め、中小企業の振興を図ることが重要である。

ここに中小企業の振興を市政の重要な柱として位置付けるとともに、本市の中小企業の振興に関する基本方針及び市民、事業者、関係団体そして市の役割を明確にし、共通の理解と協働のもと地域経済の循環に努め、市民生活の向上に寄与することで豊後高田市をより豊かで住みよいまちとするため、この条例を制定する。

【説明】

本条例の基本理念や条例を制定する目的等を明らかにするため、冒頭に前文を設置していません。

ここでは、本市における中小企業の重要性、条例を制定する背景と中小企業の振興の必要性等について記述しています。

本市においては、事業所の99%が中小企業です。地域経済の中核をなす中小企業は、地域雇用を支え、まちづくりや文化の継承、市の発展に大きく貢献してきました。

しかし、近年、中小企業を取り巻く環境は、過疎化や少子高齢化の問題、労働力人口の減少、激しい企業間競争の経済状況など極めて厳しい状態が続いています。中小企業が活力を失うことは、地域経済、地域社会を衰退させることにつながります。そのような事態を防ぐためには、中小企業の自助努力がもちろん必要ですが、市民や事業者、関係団体、市がその重要性を理解し、各主体が一体となって、中小企業を支えていくことが重要です。

本市が将来にわたり、生き生きとした持続可能な、豊かで住みやすいまちにするためには、中小企業の振興を柱として、地域資源の活用や地域での消費活動の拡大など地域循環型経済の構築に向けて、市民や事業者、関係団体、市の各々の役割を明確にし、共に推進していくことを本条例で定めることを記述しています。

(目的)

第1条 この条例は、中小企業の振興について、基本理念、市の責務等及び施策の基本となる方針を定め、中小企業振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、中小企業の活性化を図り、もって市内経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

【説明】

本条では、条例を制定する趣旨と達成しようとする目的を明らかにしています。

前文末尾に記述のとおり、条例の直接的な目的は、市内の中小企業の振興を図ることにありますが、究極の目的は中小企業を保護するのではなく、市民生活の向上を図ることにあると規定しています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる中小企業者及び同条第5項に規定する小規模企業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 大企業者 中小企業者以外の事業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 大規模小売店舗設置者 市内に大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗を設置しているもの及び当該大規模小売店舗内において小売業等を営むものをいう。
- (4) 関係団体 経済団体、金融機関、教育機関等、特定非営利活動法人その他の中小企業の振興に関係する団体をいう。

【説明】

この条例の中で使われる用語のうち、共通認識を持っておきたい重要な用語を定義しています。

第1号「中小企業者」とは、「中小企業基本法」第2条第1項各号に定める定義のとおりとし、市内に事務所又は事業所を有し、資本金又は従業員数がいずれかの基準を満たす会社及び個人で、小規模企業者も含まれます。（下表参照）

第2号「大企業者」は、条文記載のとおり、中小企業者以外の事業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものを表しています。（下表参照）

第3号「大規模小売店舗設置者」とは、店舗面積（小売業を行うための店舗の用に供される床面積）の合計が1,000平方メートルを超える店舗を市内に設置するもので、その店舗内にて小売業等を営むものも含めます。

第4号「関係団体」とは、中小企業と関係のある団体のことを表し、商工会議所や商工会、農業組合や漁業組合のほか、金融機関、各種経済団体、社会福祉法人、医療法人、NPO法人などで市内における経済活動の発展に寄与する団体等が幅広く対象となります。また、教育機関等とは、大学、短大、専修学校、研究機関及び市内の小・中学校、高校を差します。

<企業の定義>

業種	大企業 (下記のいずれも満たすこと)		中小企業 (下記のいずれかを満たすこと)		小規模企業者
	資本金	従業員数	資本金	従業員数	従業員数
①製造業・建設業・運輸業・その他の業種	3億円を超える	300人を超える	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円を超える	100人を超える	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業	5,000万円を超える	100人を超える	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業	5,000万円を超える	50人を超える	5,000万円以下	50人以下	5人以下

・中小企業基本法第二条第一項

(中小企業者の範囲及び用語の定義)

第二条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種(次号から第四号までに掲げる業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

(基本理念)

第3条 中小企業の振興は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1) 中小企業者自らの創意工夫と自主的な経営の向上の努力を尊重すること。
- (2) 中小企業者、大企業者、大規模小売店舗設置者、市民、関係団体及び市が、中小企業の果たす役割の重要性を理解し、協働すること。
- (3) 地域資源の活用等、地域経済の循環の促進により、地域経済の活性化を図ること。

【解説】

本条では、中小企業者の振興について、基本理念を定めています。

まず、第1号では、中小企業基本法第3条に鑑み、本条例では、中小企業者自らの創意工夫と自主的な経営の向上の努力を基本とすることを明記しています。創意工夫、自主的な経営の向上の努力の内容としては、経営革新への取組、安定した雇用の創出、地域社会との共生が挙げられます。第2号では、前文の趣旨にあるとおり、中小企業の振興に当たっては、中小企業者、大企業者、大規模小売店舗設置者、市民、関係団体及び市が、中小企業の果たす役割の重要性を理解し、協働して、共通認識を持って推進するということを明記しています。第3号では、市民生活の向上につながる地域循環型社会を構築するため、地域資源の活用や地域における消費拡大、地域経済への再投資など、地域経済の循環の促進により地域経済の活性化を図るということを明記しています。

・ 中小企業基本法第3条

(基本理念)

第三条 中小企業については、多様な事業の分野において特色ある事業活動を行い、多様な就業の機会を提供し、個人がその能力を発揮しつつ事業を行う機会を提供することにより我が国の経済の基盤を形成しているものであり、特に、多数の中小企業者が創意工夫を生かして経営の向上を図るための事業活動を行うことを通じて、新たな産業を創出し、就業の機会を増大させ、市場における競争を促進し、地域における経済の活性化を促進する等我が国経済の活力の維持及び強化に果たすべき重要な使命を有するものであることにかんがみ、独立した中小企業者の自主的な努力が助長されることを旨とし、その経営の革新及び創業が促進され、その経営基盤が強化され、並びに経済的社会的環境の変化への適応が円滑化されることにより、その多様で活力ある成長発展が図られなければならない。

2 中小企業の多様で活力ある成長発展に当たっては、小規模企業が、地域の特色を生かした事業活動を行い、就業の機会を提供するなどして地域における経済の安定並びに地域住民の生活の向上及び交流の促進に寄与するとともに、創造的な事業活動を行い、新たな産業を創出するなどして将来における我が国の経済及び社会の発展に寄与するという重要な意義を有するものであることに鑑み、独立した小規模企業者の自主的な努力が助長されることを旨としてこれらの事業活動に資する事業環境が整備されることにより、小規模企業の活力が最大限に発揮されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、社会経済状況の変化に応じた中小企業振興のための適切な施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、中小企業振興施策の策定及び実施に当たっては、国、県その他関係地方公共団体、中小企業者、大企業者、大規模小売店舗設置者、関係団体との連携及び協力に努めるものとする。

3 市は、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業者の受注機会の増大に努めるものとし、受注者に対しては、市内への再投資に努めるよう促すものとする。

【解説】

中小企業振興のための施策を実施していく上での市の責務を規定しています。

第1項では、中小企業振興施策を実施していくために必要な予算の措置を行うことを規定しています。第2項では、基本理念を実現するため、市が国、県等や中小企業者、大企業者、大規模小売店舗設置者、関係団体と連携、協力に努めることを明記しています。第3項では、地域循環型社会の構築という基本理念をふまえ、市が率先して製品等の調達を図ることで、市内中小企業者の受注機会の増大に努めるよう規定しています。

(中小企業者の役割及び努力)

第5条 中小企業者は、経済的社会的環境の変化に対応して、自主的な経営基盤の強化、雇用機会の確保、人材の育成その他雇用における環境整備に努めるものとする。

2 中小企業者は、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

3 中小企業者は、市内の循環型経済を確立するため、地域資源の活用及び市内への再投資に努めるものとする。

4 中小企業者は、地域社会の一員として、地域社会への貢献及び市民生活の向上に寄与するよう努めるものとする。

【解説】

中小企業者の役割と努力を規定したものです。

第1項では、基本理念にも記載したように、中小企業の振興は、中小企業者自らの創意工夫と自主的な経営の向上の努力を基本として、経営革新や設備、技術、資金などの経営基盤の強化、地域における雇用機会の確保、人材の育成、あるいは、ワークライフ・バランスといった雇用環境の整備に努めることを規定しています。第2項では、市が実施する中小企業の振興に関する施策について積極的に活用、また、協力し、中小企業振興の推進に努めることを規定しています。第3項では、地域循環型社会の構築に向け、中小企業者は、地域資源の活用と市内への再投資に努めることを規定しています。第4項では、地域社会の一員として、豊かで住みよいまちとするため、地域社会への貢献と市民生活の向上に寄与するよう努めることを規定しています。

中小企業は営みそのものが地域社会への貢献につながる一方で、中小企業にとっては地域そのものが存立基盤であることから、地域社会と中小企業の営みは表裏一体の関係にあります。中小企業としての最大の地域貢献は、地域に根差した企業経営であり、将来にわたり会社を残し続けていくことです。その上に雇用創出と維持が図られ、安定した市民生活が成り立つと考えられます。

(大企業者及び大規模小売店舗設置者の役割)

第6条 大企業者及び大規模小売店舗設置者は、地域経済において果たす役割の重要性を理解し、中小企業者との連携を図るとともに、市が実施する中小企業振興施策に協力するよう努めるものとする。

2 大企業者及び大規模小売店舗設置者は、中小企業者との共存共栄をもとに、地域社会の一員として、地域社会への貢献及び市民生活の向上に資するよう努めるものとする。

【解説】

中小企業振興を推進していく上で、中小企業に関する大企業等の役割について規定したものです。

中小企業基本法第7条第3項に、「中小企業者以外の者であって、その事業に関し中小企業と関係があるものは、国及び地方公共団体が行う中小企業に関する施策の実施について協力するようにしなければならない。」と規定されています。本条例もそれに則り、大企業者等は中小企業者が地域に対して果たす役割を理解し、地域経済の活性化に努めるとともに、中小企業の振興に関する施策の推進及び中小企業の健全な発展に協力するよう努めることを規定しています。第2項では大企業者自身も地域社会の一員として、地域における社会貢献活動、地域活性化に資するイベントや伝統行事への協力、地域住民との共存を図りつつ事業活動を推進するなど、地域貢献に努めることを規定しています。

・ 中小企業基本法第7条

(中小企業者の努力等)

第七条 中小企業者は、経済的社会的環境の変化に即応してその事業の成長発展を図るため、自主的にその経営及び取引条件の向上を図るよう努めなければならない。

2 中小企業者の事業の共同化のための組織その他の中小企業に関する団体は、その事業活動を行うに当たっては、中小企業者とともに、基本理念の実現に主体的に取り組むよう努めるものとする。

3 中小企業者以外の者であって、その事業に関し中小企業と関係があるものは、国及び地方公共団体が行う中小企業に関する施策の実施について協力するようにしなければならない。

(市民の理解及び協力)

第7条 市民は、中小企業の振興が市民生活の向上において果たす役割の重要性を理解し、中小企業の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

2 市民は、消費者として市内において生産、製造又は加工される製品の購買及び消費並びに市内において提供されるサービスの利用に努めるものとする。

【解説】

中小企業の振興を推進していくために、中小企業に関する市民の理解と協力について規定したものです。

前文に記載したように、地域の活性化のためには、市内の地域経済の循環に努めていく必要があります。また、中小企業は市民の雇用を支え、日常の買い物や生活サービスを市民に提供するなど、市民にとってなくてはならない存在である一方、市民は消費者として中小企業を支え、地域経済の循環に大きな役割を担います。市民は、市内で消費活動を行うことが、連関して別産業にも好影響を与え、市内の従業員の賃金の上昇や雇用創出という地域の活性化につながり、市民生活も向上するという好循環を生み出すことを理解していただくとともに、中小企業振興に関する施策への積極的な協力を求めるものです。

(関係団体の理解及び協力)

第8条 関係団体等は、中小企業の振興が地域経済の発展に重要な役割を果たすことを理解し、施策の推進及び中小企業の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

【解説】

中小企業の振興を推進していくために、商工会議所や商工会、農業組合や漁業組合のほか、金融機関、各種経済団体、社会福祉法人、医療法人、NPO法人など市内における経済活動の発展に寄与する団体等、さらに、市内の小中学校、高校の教育機関や大学、短大、専修学校、研究機関等、中小企業と関係のある団体の、中小企業に関する役割について規定したものです。

本市の地域経済の中で、存立基盤となっている中小企業を振興することにより、雇用が創出され、地域経済が活性化し、市民生活も向上するという好循環を生み出すことを理解していただくとともに、中小企業振興に関する施策への積極的な協力を求めるものです。

(経営基盤の安定)

第9条 市は、中小企業者の経営基盤の安定を図るため、経営の革新及び経営基盤の強化を促進し、情報の提供、研修の実施、必要な資金の円滑な供給その他必要な施策を講ずるものとする。

【解説】

中小企業の振興を推進していくため、中小企業の経営の革新や経営基盤の強化を促進するための支援について規定したものです。

第5条において中小企業者は、経済的社会的環境の変化に対応して、自主的な経営基盤の強化を図っていくことを努力義務としています。市は、その取組が円滑に行えるようネットワー

クの構築やスキルアップの研修、市の制度融資の充実など必要な支援を行なっていくということです。

(勤労観及びふるさとを思う心の醸成)

第10条 市は、学校教育における勤労観、職業観及びふるさとを大切に思う心を育む教育の醸成が中小企業の人材の育成及び確保に資することに鑑み、児童及び生徒に対する職業体験の機会の提供その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 中小企業者、市民、関係団体及び市は、家庭での子育てと地域での育み、学校教育の中から、自らを育んだこの地域を大切に思い、豊後高田市を将来にわたり支える人材の育成に向け協働で取り組むものとする。

【解説】

中小企業振興を担うのは「ひと」であり、「次世代を担うひとづくり」が必要です。

学校教育における勤労観等の育成いわゆるキャリア教育が、児童等の将来設計において重要であり、実践的な体験等（インターンシップ等）により、児童等の主体的な進路意識や職業意識が育成されると考えます。職に就く前段階で仕事に関するイメージ感覚が生まれるため、就職意欲の向上、離職率の低下、起業精神の向上につながります。そのために市が体験機会の提供等を推進することを規定しています。

また、ふるさとや地域を大切に思う心を育むために必要な施策についても実施し、中小企業者、市民、関係団体そして市が豊後高田市を将来にわたり支える人材の育成に向け協働で取り組むことを規定しています。

(人材の育成及び確保の支援)

第11条 市は、中小企業の求める人材の育成及び確保を図るため、就業支援、技術の習得等必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、中小企業者が女性、高齢者、障がい者等の多様な就業の機会を提供することができるよう必要な施策を講ずるものとする。

【解説】

中小企業を将来にわたり担う人材の確保及び育成の支援について規定したものです。

第1項では、中小企業の人材育成や人材確保を支援する施策を市が実施していくことを規定しています。第2項では、中小企業者には、地域雇用の確保、人材の育成、雇用環境の整備が求められる中、地域の女性や高齢者、障がい者などが生き生きと働くことができる就業機会を提供しようとする中小企業者の取組に対し、市が支援していくことを規定しています。

(創業等の促進)

第12条 市は、中小企業の創業並びに新たな事業及び産業の創出を支援するため、情報の提供、研修の実施、必要な資金の円滑な供給その他必要な施策を講ずるものとする。

【解説】

中小企業の振興を推進していくため、中小企業の創業や新事業展開に対する支援について規定しています。

第5条第1項の経営基盤の強化及び第5条第3項の市内の循環型経済の確立を促進するため新たな中小企業者（創業者）や中小企業者が新たに始める事業に対し、市は、その事業が円滑に行えるよう相談窓口の設置やスキルアップの研修、市の制度融資の充実など必要な支援を実施していくということを規定しています。

(未来会議)

第13条 中小企業をはじめとする関係者の意見を広く聴く機会を設けるとともに、中小企業振興及び地域振興に関係する諸団体が連携、協力して、本条例に基づく施策及び取組を幅広く推進するため、豊後高田市活力創生未来会議（以下「未来会議」という。）を設置する。

2 未来会議において推進する施策等に対し、中小企業者、大企業者、大規模小売店舗設置者、市民、関係団体及び市は、協働してその実現に向けて取り組むものとする。

【解説】

本条例に基づく基本的施策の実施について中小企業の実態を把握し、より効果的な施策等の立案・実施に繋げるため、また、関係する団体が連携して推進していくため、活力創生未来会議を設置することを規程しています。

第2項では、活力創生未来会議において推進する施策等について、中小企業者、大企業者、大規模小売店舗設置者、市民、関係団体及び市の協働により、その実現に向けて取り組むことを規定しています。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【解説】

この条例の施行に関して、詳細な定めが必要な場合は、規則等で定めることを規定しています。